

テレトラック十和田について

質問 岩手県競馬組合からの場外設備負担金を免除したと聞くが、これまでの受給状況、免除の理由を伺いたい。

答弁 平成十四年のテレトラック十和田の開設に当たり岩手県競馬組合と市との間で締結した覚書の中で、場外設備負担金については前年度売得金の百分の一の範囲内とする旨を定めており、これまで平成十五年度には一千五百二十七万九千円、十六年度には六百五十二万二千円の助成を受けている。

しかし、現在、当組合では多額の累積損失を抱え、単年度収支においても赤字に陥っており、極めて厳しい経営環境に置かれている。テレトラックが設置されているすべての自治体において、平成十七年度以降の負担金は経営改善が図られるまでの間、見込めない状況になっている。昨年十月に当組合からの負担金助成免除のお願いに対し、市では継続助成を要請したが、現在、当組合の窮状を考えたとき、まずは維持継続を

していただくことが第一義であり、この二年間が大きな山場ということで認識しており、当面の負担金免除を受け入れざるを得ない状況と考える。



厳しい経営環境にあるテレトラック十和田

質問 テレトラック十和田の地元雇用の状況はどうなっているのか伺いたい。

答弁 職員数は二十四名あり、そのうち地元雇用は二十三名となっており、また、警備については八戸市の警備会社に委託しているとのことであるが、十二名の警備員のうち六名が地元雇用である。

質問 テレトラック十和田に JRA の場外馬券売り場を併設することの働きかけと今後の見通しについて伺

いたい。

答弁 開設当時から岩手県競馬組合に対して要望してきているところだが、いまだ明確な回答は得られていない。

これまで JRA が直接実施しなければならなかった JRA 馬券の販売が平成十七年一月の競馬法の改正によって地方競馬主催者等に委託ができることになったことから、岩手県競馬組合では JRA 馬券販売の委託について前向きな姿勢であると伺っているところであり、今後も機会をとらえながら早期実現に向け、引き続き要望していきたい。

ローカル FM 局について

質問 災害時の情報伝達の手段として、ローカル FM 局を開設できないか。

答弁 自治体自体は放送事業者となることはできないが、民間及び自治体出資の第三セクターで、総務大臣の免許を受けて開局することができると。

災害時における情報伝達は大変重要なことと認識しており、どういう方法が最良か十分検討していきたい。

消防団について

質問 当市における消防団の存在意義並びに団員の減少、高齢化等に対する対策を伺いたい。

答弁 消防団は、歴史と伝統に培われ、郷土愛を動機として、水・火災等の災害から住民の生命、それから身体及び財産を守るために身を挺して活動に従事されてきており、消防団の多岐にわたる活動は被害の軽減に大きく寄与している。行政区域も他市に比べ広い当市においては、消防署員が火災等の現地に到着するまでにかかりの時間を要する現状にあり、即時的に対応できる地元の消防団の必要性は高いものと考ええる。

団員数は、ほぼ横ばい状態であるが、全国の消防団員の平均年齢が三十七・四才に対し、当市の場合は四十四才と高齢化している。消防団の活動環境の整備を図るために、国、県の補助金や交付金を活用し、消防車両、消防屯所や防火衣等整備を行ってきており、消防団への加入促進のために国が作成したポスター、パンフレット等を配付したり、また、消防団員がかかわる

会議等においては、男性のみならず女性の消防団への入団を推奨している。

また、サラリーマン化が進んでいる団員の増加に対しては、勤務先へ消防団活動への理解と協力をお願いしており、今後も引き続き加入促進のため機会をとらえて対策を講じていきたい。



消防団活動の拠点となる屯所

民生福祉

住民基本台帳閲覧について

質問 個人情報保護法施行に当たり当市における住民基本台帳閲覧の状況とその閲覧目的を伺いたい。

答弁 平成十五年度の閲覧申請件数は四十六件で、一人一件としてカウントした

場合の閲覧件数は一万一千八十一件、平成十六年度の申請件数は九十八件、閲覧件数は九千七百八十九件となっている。

また、閲覧目的のほとんどは、商品販売のダイレックトメールの発送、学習塾の案内、婚礼のプラン案内などで、その閲覧者のほとんどは法人となっている。

質問 住民基本台帳閲覧の対応と個人情報保護の対策について伺いたい。

答弁 閲覧申請書における閲覧の目的や内容を確認し、目的外使用がないように申請者からの誓約書をいただき、その後に必要な台帳を提示している。この場合、台帳からのコピーやパソコンの持ち込みは認めず、閲覧者が書き写した内容をすべて複写し、それを閲覧者に交付し、原本は市が保管することとしている。

対策として、利用目的の制限事項の審査を厳正に行い、請求者に対しては、第三者への情報提供等利用目的外の原則禁止、譲渡の制限等を周知、指導するとともに、違反者には罰金が課せられるなど法改正の趣旨を徹底させている。